

小田原市監査委員公表第7号

令和2年11月26日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

令和2年度財政援助・出資団体監査の結果公表

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づき、標記監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年度財政援助・出資団体監査結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準（令和2年小田原市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づく監査

第3 監査の対象

1 小田原市体育協会補助金

令和元年度の市の同補助金に係る財務事務の執行及び事業の管理並びに同協会の同補助金に係る出納その他の事務の執行

2 公益財団法人小田原市体育協会（出資（出捐）団体）

令和元年度の同法人の市出資（出捐）金に係る事業運営及び当該事項に対する市の指導監督業務

※1、2とも所管課はスポーツ課

第4 監査の目的

1 小田原市体育協会補助金

（1）市の同補助金に係る財務事務の執行が法令に適合し、正確であり、同協会の同補助金に係る出納その他の事務の執行が同補助金の目的に沿って行われているか

（2）市の同補助金に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

2 公益財団法人小田原市体育協会

（1）市出資（出捐）に係る同協会の事業運営が当該出資（出捐）の目的に沿って行われ、市の指導監督は適正に行われているか

第5 監査の着眼点

第4の監査の目的事項を検証するため、あらかじめ識別・評価した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

	重要リスク	監査の着眼点
1	法令・予算議決の趣旨等に適合しない補助が行われるリスク	・補助金交付要綱に規定する補助金交付の目的、対象者、対象事業、補助金額は法令・予算議決の趣旨等に適合しているか
2	補助金を交付する目的が達成されないリスク	・事業計画が補助目的に適合しているか ・事業計画、交付条件どおりに補助金を使用され事業が行われているか（実績報告にてその確認を行っているか） ・補助事業の効果及び補助金の効果を検証し、見直しを行っているか
3	出資（出捐）目的に沿った事業運営が行われないリスク	・出資（出捐）目的に沿った事業運営が行われているか ・出資（出捐）目的に沿った事業の実施に適した規程、組織体制になっているか ・市は事業運営の状況を把握し、適切に指導監督を行っているか
4	出資（出捐）目的に沿った事業が実施不能になるリスク（事業継続ができないリスク）	・事業実施に不可欠な財産の毀損はないか ・経営成績及び財政状態は事業の継続に支障はないか ・市は財産、経営の状況を把握し、適切に指導監督を行っているか

第6 監査の実施内容

小田原市文化体育スポーツ課所管に係る補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という）、補助金交付決定決裁、実績報告書、法人の経営状況報告、体育協会の設立許可申請の決裁、その他会計伝票、帳簿等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、市関係職員や団体関係者からの説明聴取を行った。

また、経営成績及び財政状態などについては、実数及び比率を用い、経年比較などを行い、財務分析をした。

第7 監査の結果

1 小田原市体育協会補助金

- (1) 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、市の同補助金に係る財務事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、同協会の同補助金に係る出納その他の事務は、同補助金の交付の目的に沿って行われていると認められた。

[除外事項]

補助金交付申請書及び実績報告書には、協会全体の予算書又は決算書は添付されているが、補助金をどの事業にいくら充当するのか又は充当したのか使途が記載された書面は添付されていない。実情が把握することができない書面により、市は審査を行い、補助金額を決定及び確定している。

なお、同補助金に係る市の事務の執行に関し、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

ア 補助金交付要綱に規定する補助金交付の目的と公益法人化及び事業仕分けに伴い補助事業を追加した予算議決時（平成24年3月）の補助金交付の目的とで異なる部分がある。また、補助金交付要綱に規定する補助金交付の目的と対象者、対象費目の対応関係が不明である。補助金交付要綱の補助金交付の目的、対象者、対象費目を整理する必要があると考える。

イ 補助金交付申請書及び実績報告書は、協会全体の予算書又は決算書だけでなく、補助金自体の使途を記載した書面を添付させ、実状が把握できる状態で審査する必要があると考える。

- (2) 市の同補助金に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、改善を要するものとして指摘すべき事項が次のとおり認められた。

補助金実績報告書と市が公表している事務事業評価の成果目標の目標値が整合していないため、統一化されるべきである。また、成果目標となっているのは参加人数であり、これは事業の結果を表している。補助金交付の目的に沿った成果目標を設定し、補助金交付の効果を踏まえた検証が必要であると考えられる。

2 公益財団法人小田原市体育協会

上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、市出資（出捐）に係る同協会の事業運営は出資（出捐）目的に沿って行われ、市は当該事項について適正に指導監督していると認められた。

なお、市の指導監督に関し、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

組織、人材面に関する課題について、市と同協会とで共有ができていないか疑問がある。課題については、情報共有をはかり、共通認識を持ちながら課題解決に向けて両者間で検討することが必要であると考えられる。